

令和8年度  
障害福祉サービス事業者等  
集団指導講習会  
(共通編) ⑤

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

# 説明する項目

- 1 虐待防止措置未実施減算について
- 2 身体拘束廃止未実施減算について
- 3 個別支援計画の作成について
- 4 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止について
- 5 業務継続計画未策定減算について**

# 5 業務継続計画未策定減算 について

## 5 業務継続計画未策定減算について

感染症や災害が発生した場合であっても、事業所が必要なサービスを継続的に提供できる体制を作るため、業務継続に向けた計画の策定が、令和3年度報酬改定において義務化された。【令和5年度まで努力義務】



### 令和6年度報酬改定

基準省令に基づき、次の取組を行っていない場合、**基本報酬を減算する業務継続計画未策定減算が創設された。**

- ① 業務継続計画の策定
- ② 業務継続計画に従って必要な措置を講ずる

# 5 - ① 業務継続計画とは

	計 画	記載内容
1	感染症に係る業務継続計画	平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
		初動対応
		感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
2	災害に係る業務継続計画	平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
		緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
		他施設及び地域との連携

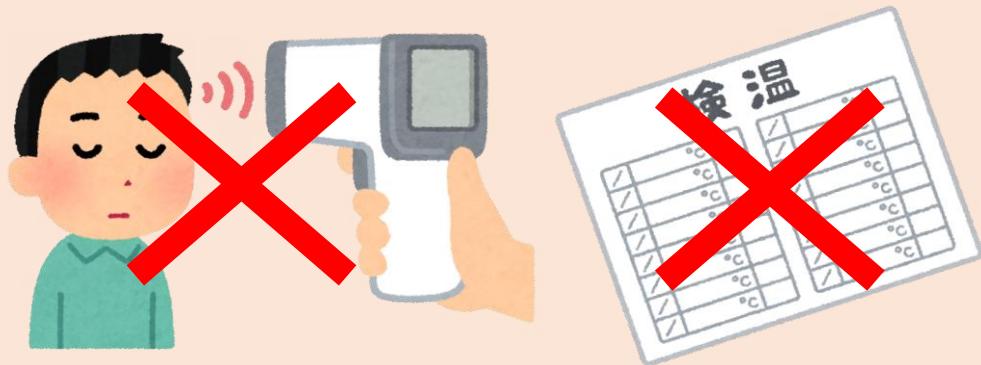
**両方策定必須 (片方のみ策定していても減算)**

※ 1 と 2 を一体的に策定することも可。

## 5 - ② 必要な措置とは

業務継続計画に記載されている内容を実行するための取組み。  
実施していない場合、減算となる可能性があります。

例1 【感染症】感染防止の取組みとして、利用者・職員の検温実施と計画に記載されているが、実際には行われていなかった。

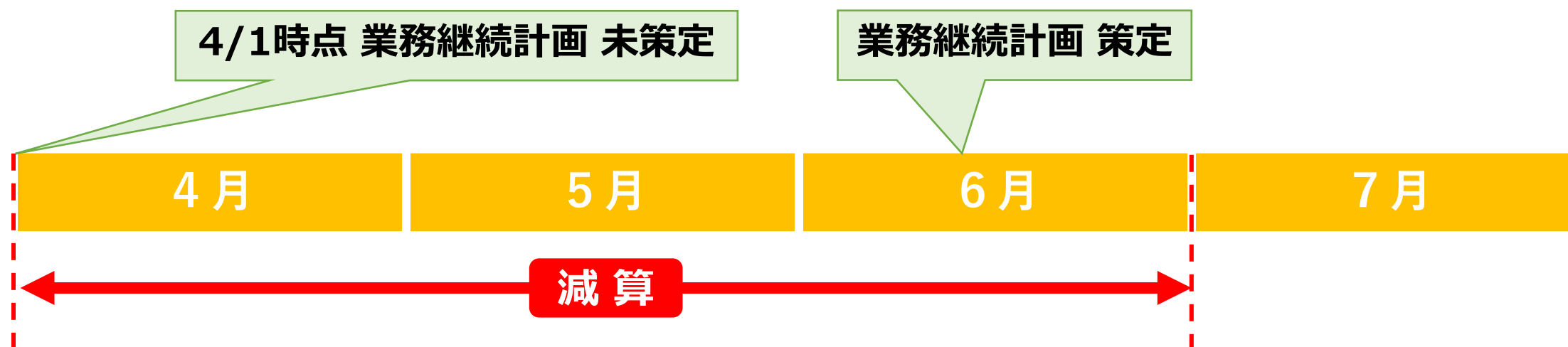


例2 【災害】水道が止まった時の対策として、飲料水の備蓄と計画に記載されているが、実際には行われていなかった。



## 5 - ③ 減算適用期間と適用対象

事業所利用者全員に対し、①及び②の基準を満たしていない事実が生じた日の翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日の場合は、当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで適用 ※詳細を後述



## 5 - ④ 対象サービスと減算率

全ての障害福祉サービスが対象

サービス種類		減算率
者	療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練	基本報酬 所定単位数の 3%
児	障害児入所施設	
者	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）	基本報酬 所定単位数の 1%
児	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	

## 5 - ⑤ 経過措置について

- **令和7年3月31日までの間**、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。
- **令和7年3月31日までの間**、**次のサービス**は、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことから、当該減算を適用しない。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

**令和7年4月から全サービスに減算を適用(※)**


※令和7年10月開始の就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、当該減算を適用しない。

# 5 - ⑥ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問14①

(問) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、**業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが**、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

- 
- 減算算定要件ではないが、基準省令で義務付けられた取組なので、未実施ならば、改善指導対象となる可能性がある。
  - 業務継続計画に当該取組実施について記載している場合、未実施ならば、減算となる可能性がある。

# 5 — ⑥ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問14②

## (参考) 基準省令・解釈通知

- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な**研修及び訓練を定期的**に実施しなければならない。
  - 年1回以上（障害者支援施設・障害児入所施設は年2回以上）  
（全従業者の参加を推奨）
  - 新規採用時には別途研修実施を推奨
  - 実施内容を記録
  - (感染症)予防及びまん延防止研修・訓練と一体的実施可
  - 他サービス事業者と連携実施可
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

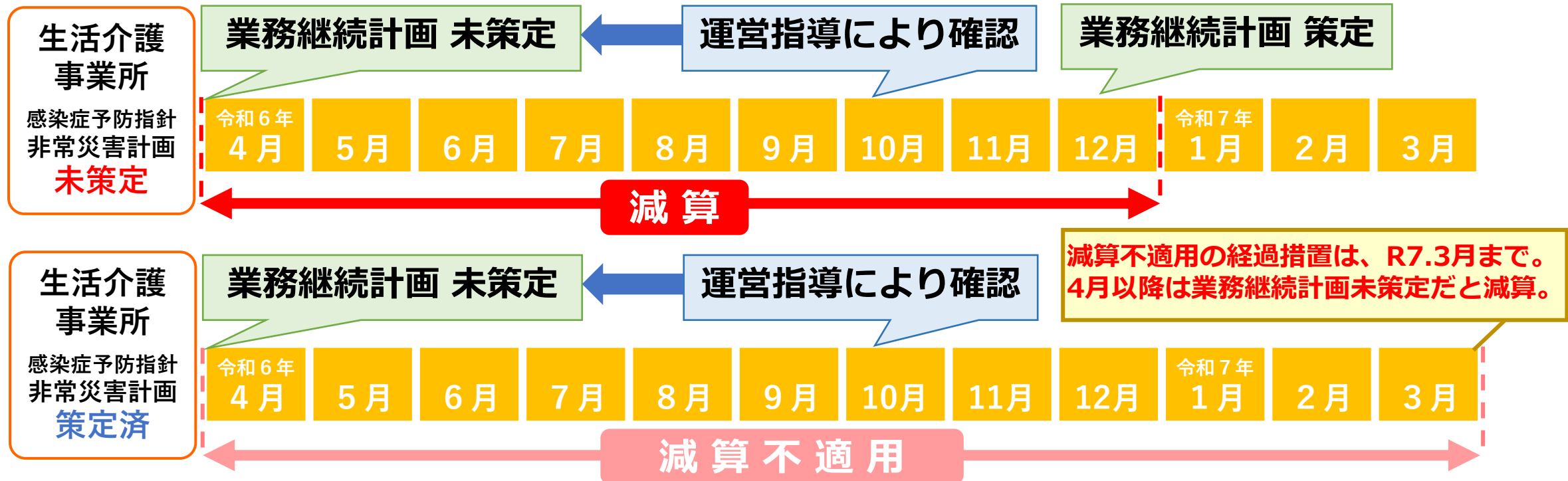
## 5 - ⑦ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問15 - ①

(問) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答) 業務継続計画未策定減算については、**行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。**

# 5 - ⑦ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問15 - ②

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。



# 5 - ⑦ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1 問15 - ③

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。



居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援